

contents.

令和6年度 町政執行方針 ②

文化・芸術・スポーツの分野での活躍に対する各賞 受賞おめでとうございます ⑧

羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給の特例が始まります ⑯



今月の表紙 | 上写真:天壳高校卒業式(写真:天壳高校提供)

下写真:天壳小中学校卒業式(写真:天壳小中学校提供)

A black and white photograph of a middle-aged man with glasses, wearing a dark suit, white shirt, and dark tie. He is standing behind a podium, looking slightly to his left with a serious expression. A microphone is mounted on the podium in front of him. The background is a plain, light-colored wall.

羽幌町長 森 淳

関係各位の活力と、また中の賑わい、活気を感じたところであり、今後においても一層の活性化と更にはデフレ脱却に向けた経済への波及効果も期待しているところであります。

ありますか、直面してきた数多くの問題や課題に対し、地域のみなさまからのご意見と議員各位、また、関係機関等と連携を図りながら、一つひとつの課題に対し、丁寧かつスピーディに取組むよう努めてまいりました。今後におきましても「未来に希望の持てるまちづくり」に向けてまいりました。

奮励努力し、推し進めてまいりたいと
決意を新たにしているところであります。
今年度は、予算に沿つて確実に執行
しながら、令和6年度に向けた政策立案に
取り組んできましたが、その概要について
「第7次羽幌町総合振興計画」の基本目標
ごとに申し上げます。

1つ目の「産業の振興」は、町内事業所の就労者や後継者不足対策として、U.I.J.ターンによる移住定住を促進すべく奨学資金返還支援事業を開始します。また、感染症や物価高騰などの影響を受けた事業者への支援として、中小企業特別融資制度に係る利子補給率を見直します。

2つ目の「健全な行財政運営」は、

各種事業の見直しと、ふるさと納税の拡充による財源確保に努め、また、各分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化に向け、新たにデジタル推進課を設置し取り組んでまいります。

3つ目の「医療体制・介護・福祉施策」

畜産業の振興> 畜産基盤の整備に対する支援のほか、ゆとりある畜産経営に向けた対策の強化

に努め、担い手が意欲を持って経営できる環境の整備などを推進してまいります。また、新規就農や経営承継等への支援を行なう後継者の担い手の育成に努めること

を行ひ、後継者や担い手の育成に努める。とともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組んでまいります。

焼尻めん羊牧場については、民間事業者による安定経営が図られるよう必要な支援に努めてまいります。

■主な事業 □新規 ■継続 ◆拡充
■中留萌酪農ヘルパー利用組合運営事業
農業担い手対策事業

鹿児島市立三文賀高等学校
□ 焼尻めん羊牧場継承事業
□ 離島活性化事業

〈商工業の振興〉

事業継続やコロナの5類移行で活動自粛から解かれ、再び動き出した社会の中で積極的な事業展開や活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしてながら、

や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持や

更なる定住促進に努めてまいります。

令和6年度町政執行方針

■水利施設管理強化事業
■多面的機能支払事業
□農業農村整備事業

- 主な事業 □新規 ■継続 ◆拡充
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 農業経営所得安定対策推進事業
- ◆有害鳥獣駆除対策事業
- 農業担い手対策事業
- 農業振興対策事業
- 基幹水利施設管理事業

また、新規就農や経営承継等への支援を行いつつ、地域営農集団の育成を推進し後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組み、更には、老朽化の著しい羽幌ダム及び羽幌二股ダムの整備方向について、関係機関とともに検討してまいります。

農業の展開

本年元日に発生した能登半島地震において、お亡くなりになられた方々に対し、お悔やみ申し上げますとともに被災されたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。また、姉妹都市の内灘町では、液状化現象により道路、水道などのインフラ網や建物の倒壊などライフラインに大きな被害を受けた状況から、急遽、公費による義援金を贈らせていただき、併せて町内外にも広く義援金を募ってきたところであります。今後におきましても被災された地域の復興に向け、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

さて、昨年5月、多くの方々に要請とご支援をいただき、投票日を待たず無投票の当選となり、町民のみなさまの負託により町政のかじ取りをさせていただくことになりました。責任の重さと

1期目をスタートさせていただいたところ
であります。

就任早々、焼尻めん羊牧場の飼育員が
確保できない状況により、60年の歴史に
幕を閉じるという苦渋の決断からスタート
しましたが、その後、民間事業者への継承が
決まり、焼尻島の貴重な資源が存続される
ことに胸を撫で下ろしたところであります。

一方、天売島におきましては、延期させて
いただいてきた複合施設の施工に向け、
隨時検討を重ねており、予定している
令和8年度には完成できるよう、鋭意
努力し進めてまいります。

昨年は、3年間にわたるコロナ禍を
乗り越え「ふるさと大盆踊り大会」や
「はぼろ秋祭り」など、各種イベントが
開催されました。主体的に運営された

取り組んできましたが、その概要について
「第7次羽幌町総合振興計画」の基本目標
ごとに申し上げます。

1つ目の「産業の振興」は、町内事業所の
就労者や後継者不足対策として、U.I.J.
ターンによる移住定住を促進すべく
奨学資金返還支援事業を開始します
また、感染症や物価高騰などの影響を
受けた事業者への支援として、
中小企業特別融資制度に係る利子補給率
を見直します。

2つ目の「健全な行財政運営」は、
各種事業の見直しとふるさと納税の拡充
による財源確保に努め、また、各分野に
おけるDX（デジタルトランスフォーメー
ション）化に向け、新たにデジタル推進課を
設置し取り組んでまいります。

3つ目の「医療体制・介護・福祉施策

防災対策の充実に努めてまいります。

6つ目の「自然環境保全・土地利用の推進」は、昨年9月にゼロカーボンシティ宣言をしたところですが、これまでの取り組みを継続しながら、今後、脱炭素化に向けて、情報の共有や機運の醸成に努めるなど、可能なことから取り組んでまいりたいと考えております。

7つ目の「生活環境の充実」は、住宅改修促進補助制度を再開し、快適で良好な住環境の整備や街並み景観の向上のほか持ち家の価値を高めることによって将来における空き家対策にも繋がるものと考えております。

次に、令和6年度の主な施策を項目別に申し上げます。

A black and white photograph of a middle-aged man with glasses and a mustache, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is standing behind a podium, looking slightly to his left. A microphone is positioned in front of him. The background is a plain, light-colored wall.

町政執行方針

羽幌町長 森 淳

の充実には医療従事者の確保施策として各種資金の貸与制度を継続します。また子育て支援施策として、公民館に授乳室を設置することも令和5年度から開始します。不妊治療費等助成事業を継続します。高齢者福祉ハイヤー事業は交付枚数を

〈雇用の創出〉

厳しい労働環境にある現状において、雇用促進助成制度などを継続するとともに、新たに奨学資金返還支援事業を開始します。町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が実施する事業を引き続き支援するなど、季節労働者の通年雇用化の促進を図つてまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■雇用促進支援事業
■季節労働者援護事業
□通年雇用促進支援事業
□奨学資金返還支援事業

健全な行財政運営

〈行財政運営の健全化〉

新たな行政課題や多様な町民の「一々」、必要度や緊急度を的確に捉えながら、各種事務事業の計画的・効率的な執行に努めるとともに、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保に努め、健全な財政を目指してまいります。

また、これまで、電算共同化やし尿処理

など、事業に応じて広域による取り組みを進めていますが、今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■町有施設解体事業
■まちづくり応援寄付金推進事業
■留萌地域電算共同化推進事業
■留萌中北部連携事業
■留萌中部3町村振興協議会事業

〈地域情報化の推進〉

これまでに整備された高度無線環境を最大限に活用し、行政情報の効率的な発信と町民意見の聴取に努めてまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■行政情報の発信
■町民意見の聴取
■高度無線(光ファイバ)の利用促進



【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

〈保健活動の充実〉

令和6年度も、健診(検診)受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できるため、医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊娠婦への費用助成を継続してまいります。任意予防接種に

対するインフルエンザ予防接種の費用の助成を開始しましたが、これも継続してまいります。

また、産後ケア事業に取り組み産後の母子の不安解消等に向けた事業を継続します。不妊治療に対する助成制度をスタートしておりますが、新年度におきましても継続してまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊娠婦への費用助成を継続してまいります。任意予防接種に

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、町民のみなさまが安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規■継続◆拡充
■医師確保対策(研究資金等貸与)事業
■助産師看護師確保対策(修学資金貸付)事業
■二次救急医療体制確保事業
■離島住民負担軽減助成事業

【主な事業】 □新規■継続◆拡充

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担つていただきてる道立羽幌病院並びに道立

防災の充実

近年の全国各地で発生している大規模な自然災害や能登半島地震の発生を踏まえ、引き続き避難所等の開設に必要とされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練や広報誌等を通じ、防災知識の普及啓発に努め、町民の防災に対する意識の高揚を図つてまいります。

また、町内全域へより早く確実に防災情報をお知らせするために導入した防災情報伝達システム「防災infoはばろ」については、引き続き当該システム登録者数の増加を図るための取り組みや国とのシステム連携を含め、適切な防災情報等の発信・運用を行つほか、離島を含めた非常時における通信手段の確保や、災害時の防災拠点になります役場庁舎の耐震化整備の検討など、更なる防災力の強化・充実に努めてまいります。



自然環境保全・土地利用の推進

〈自然環境の保全〉

本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

海鳥の保護対策については、海島繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取り組みを進めてまいります。

やさしい再生可能エネルギー発電設備や電気自動車などの導入を推進してまいります。

羽幌地区におきましては、民間事業者による小形風力発電設備について、条例に沿つた適正な設置及び運用を推進してまいります。

■羽幌町工コアイランド構想事業
■羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置および運用の基準に関する条例に基づく規制および監視

〈生活環境の充実〉

□住宅改修促進補助事業
□天売定住促進住宅改修工事

環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及び減量化に引き続き取り組みほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取り組みを継続してまいります。

また、地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動の実施など、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

〈住環境の充実〉

町営住宅については、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替整備や補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体に対する補助制度等を継続し、ます。

また、住宅の改修を促進し、快適で良好な住環境の整備等を目的として、「住宅改修促進補助事業」を再開いたしました。

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■公営住宅建設事業

■空き家対策事業

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■公営住宅等施設管理事業

■空き家対策事業

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■産業廃棄物埋立処理場適正化事業

■公園管理事業

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■衛生施設組合負担金事業

■児童遊園地管理事業

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■経営戦略策定業務

■合併処理浄化槽設置事業補助金

■処理施設等設備更新事業

■公共下水道ストックマネジメント計画に係る更新工事

■排水区管渠布設替工事

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■公共下水道ストックマネジメント計画策定業務

■排水区管渠布設替工事

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■下水道の適正維持

■下水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めています。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■上水道の適正維持

■上水道と同様に、より安心・安全な水を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈主な事業〉 □新規 ■継続 ◆拡充

■下水道の適正維持

■下水道を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器にいは、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めています。



〈交通体系の充実〉

住民生活に重要な役割を担つている路線バスや町内循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

特に、町内循環バス「ほつと号」について、役場を経由するとともに停留所を増設するなど、一層の利用促進に努めてまいります。

離島航路については、安全性や利便性の向上が図られるよう、関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。

町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行つてまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しては、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道筋の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

離島航路については、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道筋の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道筋の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

離島航路については、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度および利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道筋の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。



〈交通体系の充実〉

字高台・字上築・字曙の各一部を調査し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

〈土地利用の推進〉

地籍調査につきましては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈自然エネルギーの推進〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈地籍調査事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈港湾施設管理事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈橋梁長寿命化事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈道路改良事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈循環バス運行事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈離島航路運航・運賃・欠損補助事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈国直轄港湾整備事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈橋梁長寿命化事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈道路改良事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈循環バス運行事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈離島航路運航・運賃・欠損補助事業〉

離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に活用してまいります。

〈上水道の適正維持〉

より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、更新等を計画的に進めています。

また、豪雨等による浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めています。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈簡易水道の適正維持〉

上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈量水器取替工事〉

上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈導水ポンプ場制御盤等更新工事〉

上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈焼尻浄水場薬品注入ポンプ更新工事〉

上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈施設設備改修事業〉

上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈量水器取替工事〉

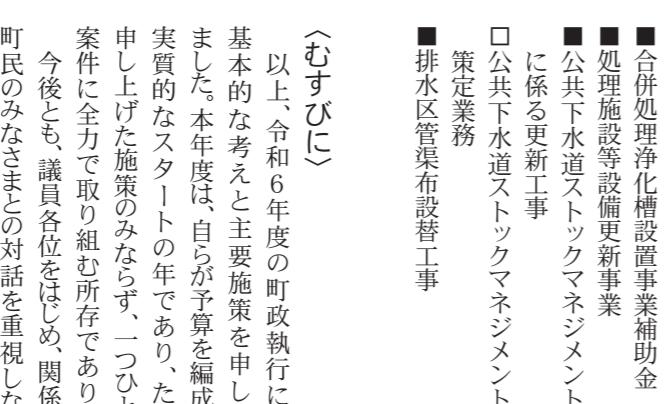
上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めています。

〈下水道の適正維持〉

下水道を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器にいは、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めています。

〈関係機関との連携による防犯活動〉

下水道を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器にいは、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めています。



文化・芸術・スポーツの分野での活躍に対する各賞 受賞おめでとうございます

令和5年度の羽幌町青少年文化賞スポーツ賞の受賞者が決定しました。
羽幌町文化協会および羽幌町スポーツ協会の受賞者とあわせてその功績を紹介します。
なお、顕彰式につきましては、3月4日、中央公民館において町と各協会の共催で行われました。

※学校名・学年は表彰時のものです

羽幌町青少年文化賞スポーツ賞

奨励賞



荻賀 純音さん
(羽幌中学校3年)

2023年度「海の子作品展」(北海道信用漁業協同組合主催)中学生図画の部において佳作(漁村文化開発基金理事長賞)に入賞されました。



神永 みそらさん
(羽幌中学校1年)

第29回馬の絵作品展(神田日勝記念美術館主催、北海道で開催されている唯一の全国展)において、「帯広市教育研究会図工美術部会長賞」を受賞されました。



村上 紗裕理さん
(天売小学校2年)

2023年度「海の子作品展」(北海道信用漁業協同組合主催)図画の部にて、最高賞に次ぐ優秀賞(北海道信漁連会長賞)を受賞し、第46回「全国海の子作品展」へ推薦、出展し水産庁長官賞を受賞されました。

文化賞



神永 萌咲さん
(羽幌中学校3年)

2023年度「海の子作品展」(北海道信用漁業協同組合主催)において、最高賞に次ぐ優秀賞(農林中央金庫札幌支店長賞)を受賞され、第46回全国海の子作品展へ推薦、出品されました。

文化奨励賞



芳賀 実里さん
(羽幌中学校3年)

2022年度「第37回全道中学生税のポスター展」(北海道主催)にて、最高賞に次ぐ北海道教育委員会教育長賞を受賞されました。

スポーツ奨励賞



高橋 凤晴さん
(羽幌中学校3年)

アディダスグランプリ北海道シリーズにおいて2022年に準優勝、2023年に優勝し、2年連続でアディダスグランプリファイナル全国大会に出場されました。

羽幌町スポーツ協会スポーツ賞

スポーツ功労賞



立崎 浩幸さん

全日本スキー連盟準指導員をはじめ、指導員、B級検定員の資格を取得し、スキー学校やナイタースキー教室等の講師、後継者の育成指導に尽力されるなど、長年に亘りスキーを通して、本町のスポーツ振興に貢献されました。

スポーツ功労賞



福士 孝浩さん

平成5年に北海道バレーボール協会審判員の資格を取得後、平成9年には留萌地区バレーボール協会審判部に登録され、本町や管内での大会にて審判をする傍ら、羽幌バレーボール連盟副理事長として各事業の成功に尽力するなど、本町のスポーツ振興に貢献されました。

スポーツ振興賞



谷 翔平さん

小学生より剣道を始め、高校、大学へ進学後も精進し、本町に戻り所属の剣道連盟において、少年部の指導に携わり、また、留萌管内剣道連盟連絡協議会技術向上委員会の指導員の一員として活躍されており、本町はもとより留萌管内の剣道振興に尽力されました。

スポーツ奨励賞



遠藤 琥珀さん
(羽幌高校2年)

第76回北海道高等学校陸上競技選手権大会男子ハンマー投げにて優勝され、令和5年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会へ出場。両大会にて健闘されました。

羽幌町文化協会賞

功労賞



川上 正己さん

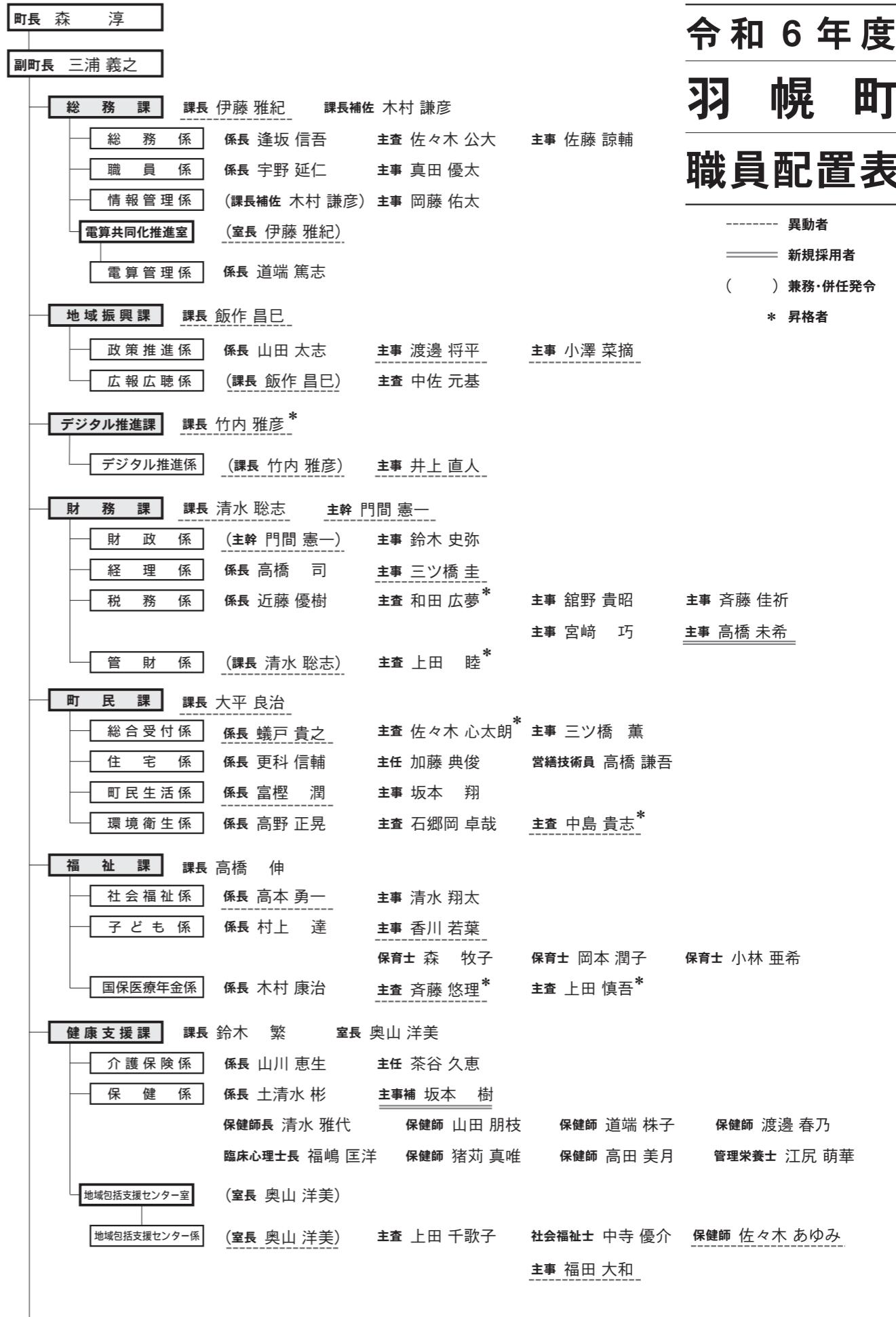
町内はもとより町外地域のシャッターポイントを探索し、撮影した写真を関係団体へ配付されています。また、町内において7年間、8回連続作品展示会を開催するなど、町民へ写真を鑑賞する機会を多数作られています。

所属する団体「写真集団はばろ」においては入会以来、事務局長を担いながら後輩の育成に尽力されています。



山口 敏徳さん

平成22年に「蕎麦さらん東庵」へ入会し、自らの技術向上のため各地での講習会に参加するなど技術研磨に努めながら、後輩会員の指導育成に努められ、各種団体からの講習依頼や秋に行っている特老施設訪問等では積極的に中心となって活躍しています。所属する団体「蕎麦さらん東庵」では令和3年より役員として運営にも尽力されています。



児童扶養手当や特別児童扶養手当について

次に該当する方は児童扶養手当や特別児童扶養手当が支給されます。
手当を受けるには手続きが必要となりますので、詳しくはお問合せください。



児童扶養手当

■ 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する方(祖父母等)。

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障がいの状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等している必要があります。

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族等の人数	手当を請求する人(本人)の所得制限限度額		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
以降1人につき	380,000 円 加算		

■ 支給額

区分	全部支給	一部支給	全部停止
児童1人目	45,500 円	所得に応じて 45,490円～10,740円の範囲の額	0 円
児童2人目の加算額	10,750 円	所得に応じて 10,740円～5,380円の範囲の額	0 円
児童3人目以降の加算額	6,450 円	所得に応じて 6,440円～3,230円の範囲の額	0 円

特別児童扶養手当

■ 支給対象者

20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方。

- 知的発達又は精神に障がいを有する児童(療育手帳所持の場合はA又はB判定程度)
- 身体に障がいのある児童(身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし4級は一部該当)

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族の数	支給対象者の所得制限限度額	支給対象者の配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円

■ 支給額

区分	手当月額
1級	55,350 円
2級	36,860 円

➡ お問い合わせ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)

お子さんの健康相談・健康診査を拡充します

文= 渡邊 春乃(保健師)

令和6年度から新たな母子保健事業として、7ヶ月児相談・2歳児相談・5歳児健診が始まります。

7ヶ月児相談・2歳児相談では、お子さんの成長確認、保護者の育児に関する不安や悩みを軽減するため、身体測定・問診のほか、希望者には栄養相談・育児相談等を行います。また、5歳児健診では、お子さんの成長確認や入学に向けた準備(幼稚園・家庭での様子を共有して年長の1年間でできることを考える)のため、心理士、保健師による幼稚園訪問と個別健診を行います。

対象の月になりましたら、詳細を個別に通知します。

■ 日 程 月1回(火曜日) 13時00分~(5歳児健診のみ15時00分~)

※ 対象人数によりご案内の時間帯は異なります



	7ヶ月児相談	2歳児相談	5歳児健診
対象月齢	7~8ヶ月	2歳~2歳2ヶ月	5歳2ヶ月~5歳6ヶ月
場 所	すこやか健康センター		幼稚園訪問:各幼稚園 個別健診:すこやか健康センター
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・身体計測、問診・希望者のみ栄養相談・育児相談	<ul style="list-style-type: none">・身体計測、問診・希望者のみ栄養相談・育児相談	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園訪問 ※幼稚園訪問は保護者の参加はありません・個別健診にて問診・希望者のみ栄養相談、育児相談

5歳児健診の幼稚園訪問は、訪問前に保護者の方へ家庭でのお子さんの様子や、幼稚園で確認して欲しい内容などのアンケートを送付します。訪問する日程は事前にお手紙でお知らせします。

なお、4ヶ月・9ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児の健診は、これまで通り行います。

育児に関する相談は隨時受け付けていますので、ぜひご連絡ください。

すこやか健康センターで実施する、健康診断・健康教室・子育て支援事業等の案内、健康や子育てに関する情報を公式SNSで発信しています。ぜひフォローをお願いします。



お問い合わせ すこやか健康センター内
健康支援課保健係 ☎ 62-6020

羽幌町雇用促進助成について

○ 4月1日から取り扱いの一部が変わりました

羽幌町雇用促進助成の取り扱いの一部が次の表のとおり変わりましたのでお知らせします。

変更前	変更後
町民を新たに常用労働者として雇用し、雇用日前日と比較して事業所の常用労働者数が増加しているとき、助成対象事業者として指定することができました。	町民を新たに常用労働者として雇用し、雇用日前日からその6月前までに離職者がいる場合は、新規雇用者の人数から離職者の人数を差し引き、増加していない場合、助成対象事業者として指定できなくなります。
助成対象事業者としての指定の申請は、常用労働者を雇用した日後30日までに提出が必要でした。	助成対象事業者としての指定の申請は、常用労働者を雇用した日後30日までに提出が必要ですが、雇用保険資格取得手続きにより指定申請が遅れたものは、期日までに提出があったものとしてみなします。

※ 離職者とは … 解雇(懲戒解雇含む)、定年退職、退職勧奨、希望退職者の募集、役員就任(被保険者として扱わなくなった短時間就労者)、死亡、出向(出向先で被保険者になる場合)、自己都合により離職した者

○ 新たな取り扱い

「雇用日前日から起算して6月前の日から雇用日前日」までに離職者がいる場合、新規雇用者の人数から離職者の人数を差し引き、常用労働者数が増加していれば指定を受け、1年後の労働者数が雇用日前日と比較して増加していれば助成対象となります。

【例1】新規雇用者が1名で、雇用日前日から起算して6月以内に離職者が1名の場合
新規雇用者1名 - 離職者1名 = 0名增加のため対象外となります

	6月前	雇用日前日	雇用日	1年後	2年後	3年後
労働者数	10名	9名	10名	10名	—	—

【例2】新規雇用者が2名で、雇用日前日から起算して6月以内に離職者が1名の場合
新規雇用者2名 - 離職者1名 = 1名增加のため1名分対象となります

	6月前	雇用日前日	雇用日	1年後	2年後	3年後
労働者数	10名	9名	11名	11名	—	—

町では、新たに求職者を雇用する事業主に対し、雇用機会の拡大、雇用環境の充実、定住促進を目的に助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

○ 制度説明

★ 助成内容 (1) 正社員の雇用または常用パート社員を正社員とする場合

新規雇用者を1年を超えて雇用し、かつ、雇用日前日と比べて事業所の常用労働者数が増加しているとき、1人につき36万円(新卒者等、障がい者の場合48万円)を3年を限度に交付します。

(2) 常用パート社員を雇用する場合

常用パート社員を1年を超えて雇用し、かつ、雇用日前日と比べて事業所の常用労働者数が減少していないとき、1人につき12万円(新卒者等、障がい者の場合18万円)を1年を限度に交付します。

※ 助成対象者を雇用後、事業所の常用労働者数が減少した場合でも、既に雇用されていた労働者の退職理由が自己都合による場合は、減少していないものとみなします

★ 助成要件 次の内容に全て該当する必要があります。

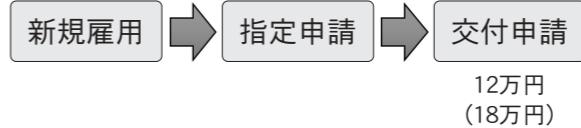
- 町内に事業所があり、風営法第2条、国・地方公共団体及びこれに準ずるもの、宗教団体のいずれにも該当しないもの
- 暴力団関係者が関与していないもの
- 町から人件費に関する他の補助金等を受けていないもの（国の補助金等は除く）
- 町税等の滞納がないもの
- 中小企業者または事業協同組合及び企業組合、学校法人、農水畜産業のうち法人事業者、その他町長が特に認めたもの

★ 助成の流れ (1) 正社員の雇用または常用パート社員を正社員とする場合



(2) 常用パート社員を雇用する場合

30日以内 1年経過



羽幌町中小企業特別融資制度資金利子補給の特例が始まります

新型コロナウイルス感染症による影響及び物価高騰に苦しむ事業者への支援拡充を図るための特例として、令和6年度から令和8年度までの3年間に限り(時限措置)、利子補給率を引き上げます。この期間中に融資を受けた資金について、特例による利子補給率で5年以内の利子補給を行います。

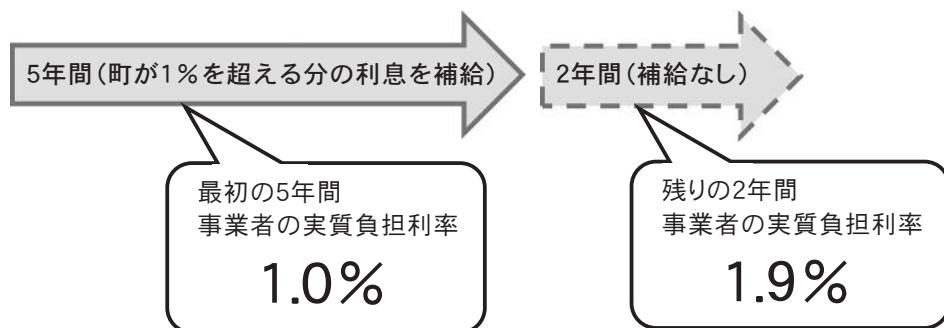
◆ 助成内容 羽幌町中小企業特別融資制度要綱に基づく融資を受けた事業者に対し、利子の一部、北海道信用保証協会に対して支払う保証料相当額を補給し、中小企業の振興を図ります。

◆ 特例期間 令和6年度から令和8年度までの3年間(時限措置)

※ 特例期間中に新たに融資を受けた資金については、5年間(5年以内の貸付の場合は、その貸付期間)の特例による利子補給が受けられます

◆ 特例イメージ <特例期間中に融資を受けた場合>

設備資金7年(貸付利子1.9%)の貸付を受けた場合



◆ 制度の概要

貸付金の種類	運転資金	設備資金
貸付限度額	2,000万円	3,000万円
貸付利率 (金融機関との協定利率)	1.5% (1年以内のもの) 1.9% (1年を超えるもの)	1.9% (7年以内のもの) 2.2% (7年を超えるもの)
償還期間	5年以内	10年以内
利子補給率等		<ul style="list-style-type: none">運転資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年2%以内とします。 (※通常時の補給率は、年2%を超える分の利息を補給)設備資金として借り受けた場合の利子補給率は、未償還元金に対する利息のうち年1%を超える分の利息を補給し、その補給限度率は年4%以内とします。 (※通常時の補給率は、年2%を超える分の利息を補給)北海道信用保証協会に対して支払う保証料に相当する額
利子補給期間		5年以内
貸付条件		<ul style="list-style-type: none">1年以上の営業実績があり、羽幌町商工会員であること北海道信用保証協会が取り扱う貸付業種であること
取扱金融機関		<ul style="list-style-type: none">留萌信用金庫羽幌支店北海道銀行羽幌支店(北海道銀行留萌支店内)

◆ 注意事項

- 特例の期間と対象は、令和6年度から令和8年度までの3年間(時限措置)に決定された融資とします。
- 既に融資を受けている資金に対する利子補給は、特例の対象となりません。借り換えは対象とします。

→お問合せ 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)



まちの出来事

from.
photoclip

3月 | MARCH



①～③ 小中高等学校で卒業式が行われ、羽幌小学校44名、天壳小学校1名、焼尻小学校1名、羽幌中学校44名、天壳中学校3名、羽幌高等学校56名、天壳高等学校6名の児童生徒が卒業されました。

※ ①は羽幌高校卒業式(羽幌高校より提供) (3/1)

②は焼尻小学校卒業式(焼尻小学校より提供) (3/19)

③は羽幌中学校卒業式(羽幌中学校より提供) (3/12)

④ 羽幌町商工会女性部から、4月に入学する新1年生に向けて交通安全「愛の鈴」が寄贈されました。この鈴は、新1年生が交通事故に遭わないよう願いを込めて手作りしたもので、毎年贈られています。 (3/13)

⑤ 「第38回全道中学生の税をテーマとしたポスター展」(北海道主催)で羽幌中学校3年(入賞当時は2年)佐々木 麦さんの作品が北海道知事賞(入選)、羽幌中学校3年(入賞当時は2年)高橋晨太さん、富樫 新さんの作品が北海道教育委員会教育長賞(入選)、羽幌中学校3年(入賞当時は2年)の西尾陽月さんの作品が留萌振興局長賞に選ばれました。 (3/13)

※ 写真は左から佐々木 麦さん、高橋晨太さん、富樫 新さん、西尾陽月さん

まちの出来事はホームページの「フォトクリップ」コーナーでもご紹介しています。

【開館時間】10時00分～17時00分

【電話】0164-62-1178(中央公民館内)



◇◇◇ あたらしい本 ◇◇◇

一般書

カラフルな魔女 KADOKAWA 監修

今こそ行きたい日本の古寺200選 宝島社 出版

「働き手不足1100万人」の衝撃
古屋 星斗・リクルートワークス研究所 著

小さなおかげ365 北嶋 佳奈 著

遠別・里山の写真家 泊和幸 松垣 透 著

児童書

まぼろしの巨大クラゲをさがして クロエ・サベージ 作

ねえねえ、きょうのおはなしは… 大塚 勇三 再話・訳

ルビーの一歩 ルビー・ブリッジズ 著

石は元素の案内人 田中 陵二 文・写真

マインクラフトなぞときクエスト KADOKAWA 出版

あざらしおはなし会

日 時： 5月11日(土) 14時00分から

場 所： 中央公民館2階ロビー

えほんをよんだり
おんがくをやるよ！
あそびにきてね！



図書室カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土
					12	13
14	(15)	16	17	18	19	20
21	(22)	23	24	25	26	27
(28)	(29)	30				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
(5)	(6)	7	8	9	10	11
12	(13)	14	15	16	17	18

○印は「図書室がお休み」の日です

☆印は「あざらしおはなし会」の日です

◇◇◇ 今月のおすすめ図書 ◇◇◇



注文に時間がかかるカフェ

たとえば「あ行」が苦手な君に

大平一枝/著 ポプラ社

この不思議なカフェを訪れた人は
みな気づく
急がない、待つことの幸せ

話すことは苦手。でも大好きだったら…

吃音とはうまく話し言葉が滑らかに出ない発話障害のひとつですが、
そんな特性をもった若者たちが1 Day カフェを始めました。

こまかい
きれめ
がある
つぼみ
です。
これは、なんの
つぼみ
でしょ。



これはなんのつぼみかな 2つうがくろ
多田 多恵子/監修 阿部 浩志/文 汐文社

はじめはたくさんあった ゆきも だんだんなくなって、
くさやはなが でてくるよ。
いつも とおる みち、くるまに きを つけてみてみてね。

羽幌ライオンズクラブから児童書の寄贈を受けました！

今年で48回目の寄贈で、「おしえて！あむあむさん」など54冊の本を
いただきました。

子どもたちのために毎年ありがとうございます。



けいさつミニ広報紙

ピッシリ山

文 = 山下 雄平(北大通交番)



春のヒグマに注意！

4月に入ると気温も暖かくなり、登山をする方も多いと思いますが、同時にヒグマと遭遇する確率も高くなります。

ヒグマによる事故を防ぐために次のことを必ず守って行動しましょう。

- 複数で行動し、鈴やラジオ、クマ撃退スプレー等を携帯しましょう。
- ヒグマは身近な場所にも潜んでいる可能性があります。ヒグマの出没情報等を確認しましょう。
- ごみの処理には注意しましょう。
- フンや足跡などを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
- ヒグマに遭遇したときは、落ち着いて行動しましょう。



北海道警察地域情報発信室では、交通事故以外の事故の発生状況や発生防止などに関する情報等を発信しています。

【北海道警察地域情報発信室のX(旧twitter)】
https://twitter.com/HP_tiki

こちらからご覧になれます ⇒



山菜採りによる事故防止

雪が解けて山菜採りをする方が増える時期です。

山菜採りによる事故を防ぐために次のことを守って行動しましょう。

- 行き先を家族に伝えましょう。
- 無理に山奥に入らないようにしましょう。
- 単独での入山は避けましょう。
- 目立つ色の服装で入山しましょう。
- 携帯電話やホイッスルを持ちましょう。

自転車にはツーロックと防犯登録を

例年、雪解けを迎えると、自転車利用者が増えるとともに自転車の盗難被害が増加します。

自転車に乗るときは、

- わずかな時間の駐輪でもツーロック
- 必ず防犯登録

を行いましょう。



「性暴力」を、なくそう

近年、SNSの発展に伴って、性暴力の被害が多発しています。一人で抱え込まずに、すぐに家族や警察に相談しましょう。



お問い合わせ

羽幌警察署 ☎ 62-1110

北大通交番 ☎ 62-1569

羽幌警察署 HP

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/haboro-syo/>



information

情報プラザ

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和6年度保険料率改定のお知らせ

中小企業等で働く従業員やその家族のみなさんが加入されている健康保険「協会けんぽ」の保険料率が、令和6年3月分(4月納付分)から改定となります。加入者のみなさまには、引き続き医療費適正化等の取り組みにご協力いただきますようお願い申し上げます。

健康保険料率 10.21% (-0.08%)

介護保険料率 1.60% (-0.22%)

生活習慣病予防健診のお知らせ

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回に限り35歳~74歳の被保険者を対象に実施している生活習慣病予防健診の費用の一部を補助しています。5大がん検診(胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん)が含まれた検診項目を用意しているほか、令和6年4月からは付加健診(節目の年齢で受けることが望ましい詳細な健診)の対象年齢が大幅に拡大しましたので、ぜひご利用ください。

生活習慣病予防健診自己負担額

軽減後 5,282円 (軽減前 7,169円)

お問合せ 全国健康保険協会(協会けんぽ)
北海道支部 ☎ 011-726-0352

融雪期の気象災害について

暖かくなり、この時期は雨の降る日も多くなってきます。市街地の積雪は日ごとに減っていますが、山間部ではまだ多くの積雪が残っており、雪解け水が河川に流れ込み、雨水が加わると河川の水位が増え流れも急激に速くなります。

河川の増水により氾濫することもあり大変危険です。気温の上昇や降水により雪解けが進み、土砂災害や浸水のおそれがあるときは「融雪注意報」を発表しますので、お出かけの際には、最新の防災気象情報をを利用して気象災害から身を守りましょう。



上川・留萌地方
警報・注意報HP

お問合せ 旭川地方気象台 ☎ 0166-32-7102

5月1日にスポーツ施設・資料館がオープン

春になり、町内のスポーツ施設や資料館がオープンしますので、ぜひご利用ください！

パークゴルフ場 (桜・池コース) スポーツ公園 南町運動広場	5月1日(水)オープン ※パークゴルフ場は残雪の状況で延期の場合があります。
羽幌町 郷土資料館	開館期間 5月1日~10月31日 開館時間 10時00分~16時00分 休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は火曜日) 入館料 一般 220円 (高校生以下無料) 8千万年の化石類や開拓の歴史、当時の生活の様子、炭鉱の歴史資料等も展示しています。
焼尻郷土館 (旧小納家)	開館期間 5月1日~9月30日 開館時間 9時00分~16時00分 休館日 なし 入館料 一般 330円 (高校生以下無料) 和・洋複合建築の珍しい建物です。 昭和54年に北海道指定有形文化財に指定されています。

お問合せ

- パークゴルフ場、スポーツ公園、南町運動広場に関すること
総合体育馆内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-6030
- 羽幌町郷土資料館、焼尻郷土館に関すること
中央公民館内 社会教育課社会教育係 ☎ 62-1178



羽幌町保育士修学資金貸付制度

将来、羽幌町内の保育所等で働く意志のある方へ保育士等の資格取得のための修学資金等をお貸しします。詳しくはお問合せください。

貸付対象者

指定保育士養成施設(児童福祉法に規定される厚生労働大臣の指定する保育士養成学校)に在学または入学が決定している方で、卒業後、町内の保育所等に保育士等として1週当たり20時間以上勤務しようとする方

★ 町内の保育所等とは、町内の認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、障害児通所支援事業所を指します

※ 貸付けを受けるためには申請が必要です

※ 入学準備金の貸付けを希望する場合は、養成施設の入学年度の4月末日までに申請してください

貸付額

修学資金	月額	50,000円以内
入学準備金		200,000円以内
就職準備金		200,000円以内

貸付期間

在学する養成施設の正規の修学期間
例) 4年制大学の場合、4年以内

返還

卒業後5年内に返還

※ 勤務から3ヶ月以内に返還を開始

返還猶予

- 貸付期間が満了後も引き続き養成施設に在学しているとき

- 町内の保育所等に保育士等として1週当たり20時間以上勤務しているとき

※ その他、返還猶予事由に該当する場合も返還が猶予されます

返還免除

資格取得後、町内の保育所等に保育士等として1週当たり20時間以上勤務し、以下の要件を満たす場合は貸付金の返還が免除されます。

- 引き続き5年以上勤務したとき(全額返還免除)

- 引き続き2年以上勤務したとき(一部返還免除)

※ その他、返還免除事由に該当する場合も返還が免除されます

申込・お問合せ

福祉課子ども係 ☎ 68-7004 (課直通)

水質検査計画および検査結果について

水道事業では水道利用者のみなさんに対して、水質検査計画および検査結果の情報を提供しています。羽幌町ホームページ、役場および両島支所で閲覧できます。

情報提供事業

羽幌町上水道事業

羽幌町天売簡易水道事業

羽幌町焼尻簡易水道事業

上下水道課・天売支所・焼尻支所

羽幌町ホームページ

こちらから閲覧できます ⇒

お問合せ 上下水道課管理係 ☎ 68-7006 (課直通)

新年度が始まり約2週間が経ちましたが、転勤や就職などでの引っ越しも一段落したところでしょうか。

情報プラザでは、暮らしに役立つ情報やイベント情報などを掲載していますのでご覧ください。

0164-68-7013 (地域振興課直通)
c-kouhou@town.haboro.lg.jp
<https://www.town.haboro.lg.jp/>

おしらせ

家庭から出るごみの出し方について

町では次の分別区分によりごみを収集しています。

- | | | |
|--------|---------|--------|
| ・ 一般ごみ | ・ 生ごみ | ・ 粗大ごみ |
| ・ 破碎ごみ | ・ スプレー缶 | |
| ・ 危険ごみ | ・ 廉食用油 | |
| ・ 資源ごみ | | |
- 【雑がみ・古紙類・缶・ビン・ペットボトル・その他プラスチック類】

「ごみカレンダー」「ごみの出し方」をご確認いただき、適切な分別を行って出してください。

また、ごみステーションは各町内会で管理運営されていますのでルールを守ってごみを出しましょう！

羽幌町ホームページ ⇒
お問合せ からも確認できます

町民課環境衛生係 ☎ 68-7003 (課直通)

3月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から3月における各件数などのお知らせです。

交通事故情報

区分	当月	(1月からの累計)
発生件数	0件	(0件)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(0人)

消防情報

区分	当月	(1月からの累計)
救急出動件数	24件	(93件)
搬送人員	22人	(85人)
火災件数	0件	(0件)
損害額	0円	(0円)
死者	0人	(0人)
負傷者	0人	(0人)

バラボランティアの参加者募集

活動内容は、枝の剪定作業やバラの花摘み作業など、はぼろバラ園内のバラのお世話をすることです。また、年に一度、他市町村のガーデン施設へ見学に行ったりもしています。

雑談などを交えながら楽しく活動していますので、興味のある方は気軽にご連絡ください。

活動期間 4月～10月の毎週水曜日
10時00分～12時00分を予定

お問合せ 商工観光課観光振興係 ☎ 68-7007(課直通)

第1回バラ講習会の受講者募集

道内各地の公園などのアドバイザーを務める、「株イコロの森」代表取締役 工藤 敏博 氏を講師にバラ講習会を開催します。この機会にバラの育て方と一緒に学びませんか？

日 時 4月24日(水) 10時00分～12時00分

集合場所 北海道海鳥センター

講習内容 「バラの剪定」(予定)
10時00分～ 北海道海鳥センターで講習
11時00分～ 屋外講習

※天候により変更する場合があります

参 加 料 無料

定 員 約20名

持 ち 物 筆記用具、メモ帳

お問合せ 商工観光課観光振興係 ☎ 68-7007(課直通)

相談

5月の定例相談

▶行政相談

行政に関することでわからないことがあります、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日 時 5月14日(火) 13時00分～15時00分

会 場 役場1階 相談室

お問合せ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003(課直通)

▶年金相談

年金加入状況の確認、納付書や基礎年金番号通知書再交付申請手続きなど年金に係る相談を受け付けています。
相談には予約が必要です

希望される方は、相談日の一週間前までにご予約ください。(定員になり次第、締め切る場合があります)

日 時 5月16日(木) 10時00分～16時00分
※ 12時00分～13時00分を除く

会 場 中央公民館 第2研修室

予約・お問合せ

日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211

募集

令和6年度北留萌消防組合職員募集

北留萌消防組合では、次の職員を募集します。
ご希望の方は、お問合せください。

勤務場所および募集人員

・一般消防職員

勤務場所	募集人員
北留萌消防組合消防署古丹別支署 (苦前郡苦前町字古丹別254番地)	若干名
北留萌消防組合消防署 (苦前郡羽幌町南5条4丁目6番地)	
北留萌消防組合消防署初山別支署 (苦前郡初山別村字初山別103番地)	
北留萌消防組合消防署遠別支署 (天塩郡遠別町字本町4丁目45番地)	

・救急救命士資格取得者または取得見込者

勤務場所	募集人員
北留萌消防組合消防署古丹別支署 (苦前郡苦前町字古丹別254番地)	最大8名
北留萌消防組合消防署 (苦前郡羽幌町南5条4丁目6番地)	
北留萌消防組合消防署遠別支署 (天塩郡遠別町字本町4丁目45番地)	

試験区分

- ・一般消防職員
- ・救急救命士資格取得者または取得見込者

受験資格

日本国籍を有し、地方公務員法第16条に該当せず、次の各要件を満たす者（別途、身体要件があります）

【一般消防職員】

年齢：平成6年4月2日以降に生まれた者
学歴：高校卒業者（専門学校・短大・大学卒業含む）

【救急救命士資格取得者または取得見込者】

年齢：平成6年4月2日以降に生まれた者
学歴：救命士資格者および第47回救急救命士国家試験合格者

申込期限

4月30日(火)まで ※ 郵送の場合は4月26日消印まで有効

試験日時

【一般消防職員】

5月13日(月) 9時30分～17時ごろ

【救急救命士資格取得者または取得見込者】

5月13日(月) 11時00分～17時ごろ

試験会場

北留萌消防組合消防本部

採用日

令和6年7月1日（配属前に転居が完了していること）

お問合せ

北留萌消防組合消防本部総務課 ☎ 62-1220
(受付時間はいずれも 8時45分～17時30分)



消防署からのお知らせ

～春の全道火災予防運動(4月20日～30日)～

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする被災者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐことを目指します。

統一標語 「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

地震火災を防ぐ15のポイント

■ 事前の対策

- ① 住まいの耐震性を確保する。
- ② 家具等の転倒防止対策(固定)を行う。
- ③ 感電ブレーカーを設置する。
- ④ ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- ⑤ 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する。
- ⑥ 住宅用火災警報器(連動型住宅用火災警報器などの附加的な機能を併せ持つ機器)を設置する。
- ⑦ 地震直後の行動(⑧～⑩)について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする。

■ 地震直後の行動

- ⑧ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ⑨ 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する。
- ⑩ 避難するときはブレーカーを落とす。

■ 地震からしばらくして

(電気やガスの復旧、避難からもどったら)

- ⑪ ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する。
- ⑫ 再通電後は、しばらく電化製品に異常(煙、におい)がないか注意を払う。

■ その他日頃からの対策

- ⑯ 自分の地域での地震火災による影響を把握する。
- ⑰ 消防団や自主防災組織等へ参加する。
- ⑱ 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る。

住宅防火～いのちを守る10のポイント～

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不必要的電源プラグは抜く。

6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

エアゾール製品(カセットポンベ等)の適切な処分について

エアゾール製品等をごみとして出す際には、

- ① 製品を最後まで使いきる。
- ② 缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する。
- ③ ガス抜きキャップがある製品は、火気のない風通しのよい屋外で充填物を出しきる。

といった適切な取扱いが必要です。

※ ごみ出しは羽幌町が指定している方法で行ってください

お問合せ 北留萌消防組合消防署予防課 ☎ 62-1246

北海道立羽幌病院からのおしらせ【令和6年5月分外来診療体制】

総合診療医

総合診療医による診療			月	火	水	木	金	診療日		
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
内科	担当医	要	●		●		●		●	
	当番医	不要	●		●	●	●		●	
外科	当番医	不要			●			●		
整形外科	担当医	要	●		●		●		●	
	当番医	不要			●			●		
* 急なケガなどの緊急の場合は上記診療日以外でもご相談ください										

専門外来

専門診療（出張医師等）			月	火	水	木	金	診療日		
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
消化器内科	佐々尾医師	要					●			
呼吸器内科	重原医師	要					●			
循環器内科	高橋医師	要			●					
総合診療科	木村医師	推奨				●				
フレイル外来	佐々尾医師	要	●							
整形外科	穴口医師	推奨			●				1日・8日・15日・22日・29日	
	覺田医師	推奨		●					2日・9日・16日・23日・30日	
	八島医師	推奨	●					●	13日・27日	
	引野医師	推奨	●						10日・17日・24日・27日・31日	
	渡部医師	要			●				13日	
小児科	高橋医師	不要	●		●		●		●	14日・28日
	井上医師	不要	●	●						井上医師診療日以外
眼科	旭川医大医師	要			●					未定
婦人科	金野医師	不要			●	●				毎週火曜日
耳鼻咽喉科	札幌医大医師	要				●				毎週火曜日
泌尿器科	札幌医大医師	推奨					●			奇数週水曜日
皮膚科	札幌医大医師	不要							●	毎週木曜日

* 受付時間

午前：8時00分～11時00分（泌尿器科のみ10時30分まで）
午後：13時30分～15時00分

* 人間ドック・健診等

検査内容等に応じて曜日が異なります。
ご希望の方はお気軽に病院までお問い合わせください。

病院の診療に関する最新の情報は、病院ホームページや公式SNSで案内しています。ぜひフォローをお願いします。



X(旧ツイッター) インスタグラム フェイスブック 病院ホームページ

お問合せ 北海道立羽幌病院 ☎ 62-6060

健康

5月の急病診療当番医

道立羽幌病院については土・日曜日および祝日を含め、救急診療を行っています。

19日(日)

苦前クリニック（苦前町）☎ 64-9070



当番

5月の保健・子育てカレンダー

町内の保健事業や子育て教室の日程です。

日程	事業	受付・実施時間	会場
9日(木)	乳幼児健診*	12時30分～ 健康センター	
14日(火)	野いちごくらぶ★	10時30分～ 焼尻研修センター	
19日(日)	レディース健診*	7時45分～ 健康センター	
20日(月)	レディース健診*	7時45分～ 健康センター	
21日(火)	乳幼児相談*	13時00分～ 健康センター	
28日(火)	あそびの広場★	10時30分～ 焼尻研修センター	
毎週	うさこちゃん 火・金遊びの広場★	10時00分～ 健康センター	
13日(月)			
27日(月)	すくすく★	10時00分～ 健康センター	
毎週水			
毎週木	あいあいサークル★	10時00分～ 健康センター	

お問合せ すこやか健康センター内

★子育て支援センター ☎ 62-1656

*健康支援課保健係 ☎ 62-6020

「ごごうさ」開放中です！ (13時00分～16時00分)

小学校入学前の赤ちゃんと保護者を対象に、すこやか健康センター内で保育士を常駐させて遊び場を開放しています。育児相談なども随時行っていますので、ぜひご利用ください。

〈お知らせ〉

「ごごうさに行きたいけど、小学生の兄姉がいるから行けない！」という方、乳幼児の弟妹が利用している場合は、一緒に小学生も入室可能です。

※ただし、保護者の同伴が必要です。

こころの健康相談のご案内

留萌保健所では、毎月定期的に精神相談・思春期相談等を開設しています。今年度の日程は次のとおりです。

こころの問題でお悩みの方やご家族の方、支援に困っている関係者の方は、お気軽にご相談ください。相談料は無料です。秘密は厳守します。

開設日	時間	相談内容
5月22日(水)	14時00分～16時00分	思春期相談
6月7日(金)	13時00分～15時00分	精神相談
7月25日(木)	14時00分～16時00分	思春期相談
8月2日(金)	13時00分～15時00分	精神相談
9月6日(金)	13時00分～15時00分	精神相談
10月11日(金)	10時00分～12時00分	思春期相談
11月12日(火)	13時00分～15時00分	アルコール相談
12月10日(火)	15時00分～17時00分	精神相談
1月7日(火)	15時00分～17時00分	精神相談
2月4日(火)	15時00分～17時00分	精神相談
3月11日(火)	15時00分～17時00分	精神相談

※ 要事前予約

※ 申込み順のため、希望日に予約できない場合があります

場 所 留萌保健所(留萌市)

担 当 ○ 精神相談

医療法人社団萌仁会 萩野病院

理事長 萩野 武裕 氏

社会医療法人博友会 平岸病院

院長 高橋 伸幸 氏

○ 思春期相談

公認心理士・臨床心理士

河原 由紀 氏

公認心理士・臨床心理士

かうんせりんぐるうむかかし(千歳市)

河岸 由里子 氏

○ アルコール相談

留萌保健所保健師、AAメンバーの方

◆ 飲酒問題から開放されたいと願う方の集まり

予約・お問合せ

留萌保健所健康推進課健康支援係 ☎ 0164-42-8327

人のうごき

令和6年3月中の掲載希望届出分

おたんじょう

畠山 恋衣ちゃん (祐希・依利果) 南町
佐々木 灯矢くん (歩舞・彩加) 南大通6

ごけっこん

花房 大地さん 前田 美奈実さん 南3の1

おくやみ

濱野 ミツエさん	98歳	北4の2
伊藤 利夫さん	77歳	栄町
大窪 貞子さん	93歳	北4の2
小松 ミヨ子さん	76歳	栄町
井田 フミ子さん	90歳	緑町
磯野 妙さん	101歳	栄町
澤田 啓一さん	58歳	南4の1
細川 喜美子さん	94歳	天売
千葉 玲子さん	85歳	北4の1
上平 一照さん	61歳	南3の1

戸籍の届出について

戸籍の届出は休日も対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。(☎ 68-7003 ※休日可)

人口と世帯数(3月末)

人 口	6,013 人	(-111)
男	2,916 人	(- 56)
女	3,097 人	(- 55)
世帯数	3,312 世帯	(- 50)

() は前月比



Dr. 佐々尾の健康カルテ

2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、認知症の方は高齢者の5人に1人にあたる700万人近くになることが背景にあります。2019年に出されている国の認知症政策の基本方針が書かれている「認知症施策推進大綱」でも「共生」という言葉が用いられています。認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなり、認知症の有無によらず同じ社会で共に生き、互いに尊重しつつ支え合うことが強調されています。決して他人事ではなく、本人としてあるいは家族として当事者になるので、決して差別や区別があつてはなりません。

このように法律に書かれています、「認知症」という言葉の持つイメージは、一般の方々にとってなかなか簡単には変わらないかもしれません。できれば自分自身を「認知症」と誰しも言わたくはないですし、なりたくないものです。家族が物忘れをし始めると「認知症」と扱いがちで、家族の関係がそれを機に壊れていく場合もあります。何事もそうですが、相手がわからなければ恐れてしまうものです。これから何ヶ月かにわたって「認知症」をテーマにしまづは少しでも知っていたらきっかけになればと思います。

「認知症」は、様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能(記憶、判断力)が低下することにより、社会生活に支障がある状態をいいます。年を重ねることで、ほとんどの方が思い出せないことが出てきたり、覚えることが難しくなるものです。これを「認知症」とは呼びません。認知機能が軽度低下している人のことを「軽度認知障害(MCI)」と言いますが、これに該当する方が皆「認知症」に進行する訳ではありません。「加齢による物忘れ」と「認知症による物忘れ」を見分けるポイントは、①もの忘れの自覚:加齢の場合は自覚があり気にしていますが、認知症の方はあまり自覚していません(初期の認知症の方は、物忘れを指摘されると否定することが多いです)、②体験の記憶:加齢の場合は出来事の一部(例えばご飯のメニュー)を忘れますが、認知症は出来事全体(例えば食べたこと自体)を忘れます、③進行:加齢の場合は変化がないか極めて緩やかな低下ですが、認知症の場合ははっきりと進行していきます。脳の病気以外で認知機能が低下することもありますので、認知機能低下の進行が速い場合は医師に相談することが良いでしょう。

(北海道立羽幌病院 副院長 佐々尾 航 医師)

